

平成 1 6 年

特別会計決算審査特別委員会記録

平成 1 6 年 9 月 1 6 日

東伊豆町議会

特別会計決算審査特別委員会（第1日目）記録

平成16年9月16日（木）午後2時32分開会

出席委員（6名）

2番	森田礼治君	5番	関野博君
7番	山本鉄太郎君	8番	八代善行君
10番	太田長八君	12番	定居利子君

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（7名）

企画調整課長 兼防災監	太田英明君	企画調整 課長補佐兼 企画調整係長	吉野竹男君
企画調整課 管財係長	鈴木孝君	水道課長	田中輝知君
水道課参事 兼浄水場長	佐々木孝君	水道課長補佐 兼業務係長	鈴木忠一君
水道課主幹 兼工務係長	内山厚君		

議会事務局

書記 石井尚徳君

開会 午後 2時32分

臨時委員長（森田礼治君） 年長ゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名で委員定数の半数に達しております。よって、特別会計決算審査特別委員会は成立しましたので、開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

これより、委員長選挙を行います。

お諮りいたします。

委員長の選挙は指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（森田礼治君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時委員長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（森田礼治君） 御異議なしと認めます。

したがって、臨時委員長が指名することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時33分

臨時委員長（森田礼治君） 休憩を閉じ、再開いたします。

委員長に八代善行君を指名します。

ただいま、臨時委員長が指名しました八代善行君を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（森田礼治君） 御異議なしと認めます。 礼

よって、ただいま指名しました八代善行君が委員長に当選されました。

ただいま、委員長に当選されました八代善行君が本委員会に出席しておりますので、本席より通告いたします。

八代善行君に委員長就任のごあいさつをお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時35分

委員長（八代善行君） 再開いたします。

ただいま、臨時委員長より特別会計決算審査特別委員会の委員長に任命されました八代善行でございます。

少数精鋭という中で、本委員会を円滑にやっていきたいと思っておりますので、今後とも皆さんの協力のもとで職務を遂行していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これより、副委員長選挙を行います。

お諮りいたします。

副委員長の選挙は指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

指名の方法については、委員長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員長が指名することに決定いたしました。

副委員長に定居利子さんを指名いたします。

ただいま、委員長が指名しました定居利子さんを副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました定居利子さんが副委員長に当選されました。

ただいま、副委員長に当選された定居利子さんが本委員会に出席しておりますので、本席より告知いたします。

定居利子さんに副委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

副委員長（定居利子君） ただいま、副委員長に指名をされました定居です。よろしく願います。

委員長を補佐しながら、また議員の皆様方には議事進行がスムーズに行われることを切にお願いをしてごあいさつにかえさせていただきます。

よろしく願います。

委員長（八代善行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時46分

委員長（八代善行君） 再開いたします。

次に、本委員会に付託されました議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の対象を歳入歳出全部といたします。

質疑ありませんか。

5番（関野 博君） 予算というのは、これ900万円と書いてあるのかな、風力発電事業収益ということで、一番頭に。これは約3カ月半ということですか。

企画調整課長補佐兼企画調整係長（吉野竹男君） 平成15年度につきましては、当初完成見込が12月の二十何日になっていたものですから、平成16年1月の稼働を予定していたものですから、1、2、3の3カ月間を予定していたものです。

5番（関野 博君） そうすると1月の幾日とかからということですか。私が言っているのは、実際稼働したのは去年の、平成15年12月13日と聞いているけれども、それからのあれですか。

企画調整課長補佐兼企画調整係長（吉野竹男君） 予算上は3カ月、決算上は収入済額にございますように、若干早く稼働ができたということで1,173万457円の決算が出たということでもあります。

5番（関野 博君） そこで聞きたいのですが、これは稼働してまだ9カ月ということで、初めての事業だけれども、予定というのは1年間のあれがこれを稼働するにはあると思うけれども、それを私は今まで見たことがないので、あったらコピーをしていただければと思いますけれども。

企画調整課長補佐兼企画調整係長（吉野竹男君） 年間を通したということですか。

5番（関野 博君） 1月幾らとか、2月幾らとかって。

企画調整課長補佐兼企画調整係長（吉野竹男君） すみません、今、平成15年度の決算でしたもので、ちょっと持ち合わせていませんけれども、平成16年度予算を見ればわかるのでは。

5番（関野 博君） それがそうになっているわけ。

企画調整課長補佐兼企画調整係長（吉野竹男君） そうです。

5番（関野 博君） なるほど、わかりました。いいです。

委員長（八代善行君） そのほかに質疑ありませんか。

7番（山本鉄太郎君） 3点ほど伺います。

4ページの、発生電力売電収益という形でありますけれども、1キロワット幾らぐらいで売電という形のものか教えてください。

6ページの、負担金補助及び交付金ですけれども、風力発電推進市町村全国協議会費2万円とありますけれども、これは全国で何市町村が加入されているのか、件数をお知らせください。

次の7ページの、19節電力負担金382万6,144円というこの負担金の内容をお聞かせください。

企画調整課長補佐兼企画調整係長（吉野竹男君） まず、売電収入のキロワット当たりの売却単価ということですが11円20銭ということでございます。これは契約でそういうふうになっております。それは消費税前でして、それに消費税がかかりますと、税込みで11円76銭ということになるかと思います。

6ページの加入数、ちょっとすみませんが、ここでははっきりわかりません。後ほどお知らせをさせていただきたいと思います。

負担金補助及び交付金、電力負担金ということですが、これは系統の連携に伴う工事の負

負担金ということで、売電をするものと買い入れる電力があるものですから、その関係の負担金で初年度だけということで、来年度からは発生してきませんが初年度はこういう負担金が出るということでございます。

7番（山本鉄太郎君） 了解いたしました。

じゃ後で、市町村の件数を教えてください。

委員長（八代善行君） そのほかに質疑。

10番（太田長八君） 7ページの立木補償金、この立木数と場所と。それが1点。

それと予備費から16万3,000円充当ですけれども、充当内容を。

企画調整課長補佐兼企画調整係長（吉野竹男君） 立木の補償金につきましては、伊豆森林管理署の分収林の補償になります。全体で42万6,300円の50%に当たる21万3,150円の補償ということで、内容につきましては雑木で254本、桜が8本、ヒノキが52本、松が43本ということで357本ということで、道路の開設のときの関係でございます。

この6ページの役務費の一番最後にあります、使用前安全管理審査手数料、これがそうなんです、これは実は2月3日にやったわけですが、期日の指定がございまして補正で対応ができなかったということで、予備費から対応させていただいております。

以上でございます。

委員長（八代善行君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第53号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で、議案第53号に対する審議はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして意見を付することがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に意見を付したいと思います。意見はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(八代善行君) 意見なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時58分

委員長(八代善行君) 再開いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番(関野 博君) この歳入を見ますと、平成14年度までは天草の収入等で賄ったと思いますが、これを見ますと土地の貸し付けという関係の収入になっているけれども、稲取旅館組合等との関係ですが、基本的な貸し付けの面積とか、どのような配分とかというのを説明願います。

企画調整課長補佐兼企画調整係長(吉野竹男君) 今、面積は1,261.55㎡ですけれども、前年度までは土地の貸し付けが2点、それと天草配分金ということでしたが、今年度の補正であそこの富岡邸の関係で、むかい庵もすぐ近くへほしいと、観光客の今までの定着の関係もあると思うのですが、あそこにほしいということで120万円ということで補償したものでして、これは町への収入はございませんで、全部漁協へ補償金ということで天草事業が補償ということで、支障が生じるということで支障に対する補償金ということで、全額補償されます。

5番(関野 博君) 決算のあれだけでも、これからもこの金額でいくというようなこと

ですか。

企画調整課長補佐兼企画調整係長（吉野竹男君） 契約上はそういうことになっております。

5番（関野 博君） 正式の契約をちゃんと交わしてやっているわけですか。

企画調整課長補佐兼企画調整係長（吉野竹男君） 稲取旅館組合と所有者である町と。

5番（関野 博君） 何年。

企画調整課長補佐兼企画調整係長（吉野竹男君） ちょっと今。

5番（関野 博君） わからなければいいです。

委員長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時01分

委員長（八代善行君） 再開します。

企画調整課長補佐兼企画調整係長（吉野竹男君） 先ほどの答弁もれですが、貸付面積ですが、1,261.55平米です。貸付番地は稲取3の1、3の2、8の1の各一部ずつということです。

契約上の使用期間ということですが、平成15年11月1日から平成18年10月31日ということで、3カ年ということになっています。

更新については、異議がない場合は継続をするというようなことになっています。

5番（関野 博君） これは横から横へというような感じでということでもいいんですね。

企画調整課長補佐兼企画調整係長（吉野竹男君） 言葉は悪いですけども、トンネルという意味ですか。

5番（関野 博君） 歳出と歳入を見れば、そうですね。わかりました。

12番（定居利子君） 今、旅館組合の面積をお伺いしたのですけれども、3年契約ということで年間120万円ということですか、ほかの3件くらい土地を借りている方がいらっしゃるんですね。この方たちの契約は何年ぐらいの契約になっていらっしゃるのかということと、固定資産税の評価が下がっている中で、坪単価が下がっているのかどうか、この2点をお伺いします。

企画調整課管財係長（鈴木 孝君） 期間につきましては、30年という形の中でとっており

まして、3年おきに見直しという形になっております。

(「それは据え置きになっているのですか」の声あり)

企画調整課管財係長(鈴木 孝君) ええ、ここ何年かは据え置きという形ですけれども。

12番(定居利子君) これを個人で貸しているところと、ハイキャットさんなんかありますけれども、そこはそれぞれ個人と会社とは坪単価は違うのでしょうか。

企画調整課管財係長(鈴木 孝君) 鈴木一雄さん、ホンダモーターさんですけれども、これが坪2,357円です。大井川さんにつきましては1,487円、ハイキャットさんにつきましては2,357円という形になっています。

12番(定居利子君) この3件なんですけれども、滞納とかそういうことは一度もなかったでしょうか。例えば年間で一括払いなんでしょうか。

企画調整課長補佐兼企画調整係長(吉野竹男君) 形式上は滞納があったことになっています。これは、納入者が納付書の関係で次年度のものを先に納めてしまって、前のものを勘違いして納めたというのが1回発生しまして、形式上はそういうことになりましたが、すぐそれは補完をしたということでございます。実際は滞納はないということでございます。

委員長(八代善行君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(八代善行君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第52号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(八代善行君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時06分

委員長(八代善行君) 再開いたします。

これより、議案第52号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(八代善行君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で、議案第52号に対する審議はすべて終了いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時08分

委員長(八代善行君) 再開いたします。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして意見を付することがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に意見を付したいと思います。意見はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(八代善行君) 意見なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時27分

委員長(八代善行君) 再開いたします。

次に、本委員会に付託されました議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出の全般といたします。

質疑はありませんか。

7番（山本鉄太郎君） 大綱でもあったように、水道の未収件数、これが平成15年度は何件あったか、その中に業種がわかればどのような業種だという形。

それと職権消除をされたという報告がありましたけれども、職権消除の内容をお聞かせください。

そして、これは去年、おとしあたりからかな、隔月の検針になりましたよね。それについて、多少徴収に邪魔しているような、数字的に多くなって分納というかそういうようなところがあったかなかったかの内容をお聞かせください。

水道課長（田中輝知君） 未収件数ですけれども、平成16年3月31日末で上水道で1,416名でございます。簡易水道で43名、合計で1,459名です。金額が4,478万6,044円になっております。業種別ではちょっと今押さえてはありませぬので、申しわけございません。

職権消除の報告をしましたけれども、これは不納欠損処分する内容で住民課の方で職権消除されて追跡調査ができなかった人たちの分を含めて落としたという関係での……。職権消除6名だそうです。

あと2カ月検針になって、メリットとデメリットということですが、メリットとしては大口の納入者が例えば100万円だったものを大変なときはそれを納期までに50万円、50万円で分納して納入の便宜が図られたということと、もう1つは2カ月になっているので逆に滞納が2期たまると4期分になってしまうという、いい部分と悪い部分が同居するような形になっています。今日も大綱質疑で申しましたけれども、例えば逃げられた場合など、1カ月の税金の納期が切れてまた2カ月分というと、その1期の納期の次に逃げられますと3期分が滞納になるという悪い部分もございます。そのかわり大口の人の分納については、結構利便性が図られまして、平成15年度の大口の人の滞納というのは99%ぐらいなくなりました。やっぱりアパート関係の滞納が多くなっている状況でございます。

7番（山本鉄太郎君） これから、アパートの住民に対する徴収、今大変だと、逃げられると最高でも3カ月になると今、課長の方からお伺いしましたけれども、これについて、上水道を供給するに当たって、これからアパートの持ち主と入る人と水道課の人間とで話し合いをもって、これから滞納をどうしようという検討とかは課内でされていますか。

水道課長（田中輝知君） 全体的にはやっておりませぬけれども、大家さんに対しては必ず中止、開始の手続き、うちの方としては何々方、使用者の名前を入れるような形になりますので、入ったとき、出るときには必ず水道課の方へ連絡するようにということを指導しております。

7番（山本鉄太郎君） はい了解です。

委員長（八代善行君） そのほかに質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

10番（太田長八君） この意見書の中で、去年も山本議員から出た企業債の利率で7.2%から2%と結構幅があるのだけれども、去年山本議員からも指摘があったのだけれども、やっぱりこれはどうしようもないか、その辺。

もう1点。5款の事務処理の中で、電気料を季特別にすれば、結構軽減されると書いてあるけれども、その辺をちょっと説明してください。

水道課長（田中輝知君） 企業債の利率につきましては、県の市町村財政室に相談しております。やっぱり向こうもこっちからの利率に基づいてほかの財政計画が立てられているそうなんです。要するに利率が何%で来るもので、何%の金が各町村から入ってくるという形で、もうそれが向こうの計画に組み込まれているもので、その返還は無理ですという回答を得ました。

もう一つ、電気の関係ですが、季特別の電気料金とか普通一般の電気料金、電気料金が6種類ございました。その中で、水道みたいに土日でも必ず同じような動力形態をとっているときは、土日の電気料が安くなるのが一番メリットがあるということを保安協会の方で算定してくれた関係で、それは特に高圧の関係です。低圧、一般用の電力についてはそういうメリットはないんですけれども、特に取水場とか浄水場、送水ポンプというような、6カ所か7カ所ございました。それについての契約変更を9月に行いました。そして、少しでも安くなればそれだけ水道課にとってはメリットになりますので、今契約手続きをして、9月の下旬でしたがそれに関係するメーター器の交換も東電の方で行いましたので、多分10月以降の電気代については少し安くなるかと。季特別の電気料体系という、季節の季の、そして時間の特別料金というのが一番水道課にとってはメリットがあるだろうということで、それに切り替えました。ですから、一応今標準の電気料でやっていますけれども、少しでも軽減になればということで。

10番（太田長八君） じゃ、もう既に電気料に関しては9月か10月に書きかえられたということだけれども、その金額というのはどのくらい安くなるのか、わかるでしょうか。

水道課長（田中輝知君） 概算ですと年間で70万円から80万円のメリットになるのではないかとことです。試算ですけれども、試算のもとですとそういうことが出ていましたので。ただ、今年については半期になりますので余り効果は、それでもやはり安くなるということはいいいことだと思ひまして契約変更を行いました。

10番(太田長八君) そういう面でいろいろ結局今回はよかった。いろいろ研究してもらって、大分経費節減になると思います。

水道課長(田中輝知君) 追加ですけれども、いろいろな業種別の料金体系が、今私たちは標準型というのをやっています。それ以外に2型、季時別、季時別2型、休日付加型、休日高付加型2型という形で6種類を提示してもらいました。そこでいきますと、概算でいきますと季時別で大体年間80万円ぐらいの減額が予想されるということでございました。

7番(山本鉄太郎君) 17ページで、家庭用上水道、年度別の水量を比較すると、前年度よりもまた営業用が落ち込んでいるという形のものがありますけれども、だいたい今年度になるともっと落ち込むのかどうかという予測というのを、課長の方でしているかどうかということです。

もう一点、企業債の返還がぼちぼちピークに来るころではないかと思うけれども、その見通しとして事務局当局としてはどのようなお考えを持っているか、町長、企業者、どういふふうな話し合いをしているかをお聞かせ願えますか。

水道課長(田中輝知君) 今年の予測ということですがけれども、3期までの検針で前年対比で2.1%減になっていました。ただし、8月については3.1%増加していましたので、秋の観光シーズンが前年対比でどのぐらいになるか、少しふえてくれればというようには期待はしています。ただ、予算対比ですとちょうど3期で50.2%、ちょうど半分。予算ではプラスマイナスゼロに近い予算上での調定にはなっております。

内部留保資金の関係ですけれども、企業債の償還がだんだん大きくなってきます。ただ、うちの方としても非常に大きい課題というのですか、8月の全協で浄水場の問題等が挙げられましたけれども、その建設費等のマスタープラン的なものと何十億円というのが上がってきます。単純に起債を起こすことは水道事業会計を非常に圧迫する部分が出てきます。ですから、例えばこれでもし来年、今水道管がぎりぎりですので、料金改定をもしやっとした場合には、工務係長等も話していますけれどもある程度の建設改良費というのは、ある一定の線で抑えていく必要があるだろうと、そして自己資金についてはある程度、3分の1ぐらいは確保するという、そうすれば将来的には水道事業での返済計画が少しでも少なくなる方法をとったほうが良いということは課内で話し合っ、町長にもそういうことは話してございます。

7番(山本鉄太郎君) 今、答弁で課長の方から料金改定のことが出ましたけれども、料金改定は今年度のもう半分ぐらい過ぎていますがけれども、十分な検討を重ねた上で、管理者で

すか、ある程度の担当委員会とかそのような話し合いのもとでやっていってもらわないと、これは「はいそうですか」という形のものが出るか出ないか、ちょっと難しい問題ですから、十分な調査をして行っていただきたいと、私は思います。

以上です。

水道課長（田中輝知君） 料金改定の件ですけれども、一応係としては平成15年度の実績に基づいて、例えばこれだけ値上げしたらどのくらいになるだろうか、工事費がこれだけやったら幾らになるだろうか、これだけの工事をした場合に企業債の償還金が利率が幾ら借りたときに幾らの合算になるだろうかというのは一応は試算してあります。そのデータについては、水量については最新のデータを作ってもう一度やる必要があると思いますもので、それに基づいて率を掛ければ出るような資料は作っております。例えば起債を借りるにしても、あまり安い起債で歳入欠陥をおこすよりも、ある程度高い3%ぐらいの率で見ている、安全率を見ながらそれに対応できるような起債計画ができるような態勢で、例えば30億円借りた場合、40億円借りた場合、ということその借りる率をいかに少なくするかということによって将来的に楽になるということですので、先ほども言いましたように、改定しても料金が上がったからすぐに工事量を増やすというよりも、ある程度の資金確保する必要が大事だろうということは、係内では話しております。

7番（山本鉄太郎君） 今、浄水場の場長が来たから聞きたいけれども、耐用年数が大分過ぎているような浄水場の状態で、今現在、その建設も必要だろうけれども、どのようなデメリットがこういうふうに出ていますというような形を聞かしてもらえればいいなと思うんですけれども。支障を来しているというようなことはないですか。

水道課参事兼浄水場長（佐々木 孝君） 現在、ポンプの能力が低下しています。普通、440トンあるものが雨、そして濁りがあると350トンぐらいに、100トンぐらい減ります。それを2台回しますと、普通ですと800ちょっと上がるんですけれども、もう700そこそこぐらいの状態が今現在しています。

それと、昨年の取水口の関係で豪雨がありまして能力も相当低下しております。

5番（関野 博君） 今の、質問のあれですが、能力が低下というのは耐用年数を過ぎているからということ、あるいはほかの何らかのトラブルということですか。

水道課参事兼浄水場長（佐々木 孝君） やっぱり年数が過ぎているし、今の白田川の現状ですと、取水口を底上げしたものですから水の量が少ないという状態です。

5番（関野 博君） 水の量の少ないのは雨が降らないからが第一原因だと思うけれども。

水道課参事兼浄水場長（佐々木 孝君） 豪雨前は取水口が低かったものですから、1メートル余裕がありました。それから1メートルぐらい上げたものから、その分が水圧が低くなったものから、取水口に入る量が今までと1メートルぐらい下がった状態です。

5番（関野 博君） こっちの関連ですけれども、さっきの企業債、今借りている企業債の中で、平成18年度がピークですか。

水道課長（田中輝知君） 33ページをごらんいただきたいと思います。

ここのところで平成25年の予定の元金償還が8,610万8,896円になっております。平成30年ごろになりますと元金、4条支出がこれ以上になる予定をしております。今、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、最高のピーク時のが今ちょっと手元にないもので、申しわけございませんけれども。

5番（関野 博君） そこで聞くのですが、今の企業債が載っているのだけれども、今の収入でとんとんと言っているのだけれども、これのどの辺ならもう万歳ということですか。

水道課長（田中輝知君） ここのところが水道会計の特殊なところで、収益的収入というのがございます。ここのところには収入と支出、減価償却等を差し引いての一般の利益の損益計算書の部分と貸借対照表の部分になってくるのですけれども、このうちに、例えば減価償却が2億円というのがあります、ところが減価償却というのは経費に挙げますけれども、お金は出ていかないわけなんです。そのお金をこの元金の償還等に当てなければならないという形になるわけなんです。

ですから、32ページをちょっと見ていただけませんかでしょうか。ここのところに平成15年度末の資金状況調査というのがございます。まず、利益剰余金が平成15年度繰越額、16年度予定額があります。この1億9,810万7,597円とございます。これには利益剰余金に含まれてくる減債積立金、建設改良積立金、それに未処分利益剰余金が含まれてきます。

それとあと、損益勘定留保資金3億8,195万9,525円、これは減価償却費、資産減耗費といった経費として挙げていますけれども、お金が出ていかない部分なんです。例えばこの3ページに、損益計算書が載っております。3ページの営業費用の中に、6番、7番というのがございます。ここのところは経費として挙げていますけれども、資産の償却部分に該当するものですので、お金については出ていかない部分なんです。この分が、32ページの損益勘定留保資金の平成15年度繰越額という形で出ている3億8,195万9,525円とありますが、その中に含まれてくるようになるんです。ですから、3条予算で経費と挙げてありますけれども、お金が出ていかない部分はお金が残っているんです。その部分を4条の投資的経費に全部回

せるような形になっているわけです。ですから、3条の方で赤字になりますと内部留保資金に影響が出てきて赤字になるだけどんどん使えなくなるという形です。黒字であればこの経費がすべて投資的経費に回るということです。

もう1つ、消費税、資本的収支調整額とありますが、これも消費税法に基づいて消費税の部分が4条の消費税については内部留保資金に流用できるもので、これも一応資金の中に入ってくるわけです。ここにありますように、予算上では消費税というのは、請求書の中に一緒に入ってきます。ですから、消費税を抜いて払うということとはできないわけなんです。

収入にしても、水道料を徴収すると消費税が上乘せになってきています。それが預かり消費税となってきます。支出するときは消費税を支払います。100円の支払いをするときは5円を上乘せして予算上では支払わなければならないということです。だから結局入湯税みたいなもので、預かっている分なんです、消費税も。預かっている消費税からうちの方が払っている消費税の分を差し引いたものを毎年消費税申告で6月に精算するわけです。その分については4条の方での消費税も1本で処理される関係で、4条の分が内部留保資金で、支払いを4条差し引きますね、工事をやれば消費税が上乘せになってきますので、その消費税を差し引いて消費税を支払いますもので、そこで支払分が控除されてくるわけです。それを内部留保資金として使えるようになってきます。ちょっと複雑な部分があるんです。

だから、収益的収入の部分と4条の資本的収入及び支出の部分としては、資金の流れがちょっと違ってくるような形になります。3条予算で余ってきた分、経費に計上したけれども現金が残っている部分を4条の方に投資の方に回すという形になってきているわけです。減価償却などというのは、損益計算書では経費として1億9,000万円、売り上げが4億円あって1億9,000万円については経費として認められるわけなんです。例えば、4億円全部現金で来ても、経費として1億9,000万円認められれば4億円のうちの1億9,000万円は現金として残ってくるわけなんです。その部分が4条の資金に回ってくる形です。決算的には入り組んでいるような、そういう形になっているんです。

5番（関野 博君） あわてているのかあわてていないのかわからないから。

水道課長（田中輝知君） だから結局、内部留保資金と利益が少なくなればなるほど、逆に元金償還がふえてくれば建設改良への投資が少なくなると、そういうことです。要するに、金を借りるのはいいんですけども、最終的に払うときになったときに投資的経費をすごく圧迫してくるという。ですから、先ほども言いましたけれども、大工事をやるときお金を借りてやるのはすごく簡単ですけども、最後に元金を償還してくるときになるとすごく大変

になるので、ある程度自己資金を確保して借入金を少なくした方が将来的に水道課の方は楽になるという形になってくるかという考えは持っております。

5番（関野 博君） わかったようなわからないような話だけれども、議員、みんなそうだと思います。

さっき言った企業債の借り入れする場合に3%の高い利率がいいと言っているでしょう。

水道課長（田中輝知君） 資金計画を立てるときに、例えば1.5%で見込む場合に、もし実際に3%のとき、そこで資金ショートが出てくるわけなんです。

5番（関野 博君） それを今聞くのは、年度によって上がってくるのですか。下がってくるわけでしょう、企業債は。

水道課長（田中輝知君） 国の公定歩合等に関連して貸出金利が決定されてくるわけなんですけれども、例えばこれから景気が回復して一般の市場金利が上がってくると、多分それに連動して……

5番（関野 博君） 固定ではないということですね。

水道課長（田中輝知君） そうです。年度によって、要するに市場の金利と連動しまして、それに合わせて貸出金利も向こうで決定されてくると思います。

5番（関野 博君） じゃ、初期に2%と借りたとすると、今年に、そうすると、来年上がると上がるようになるのですか。

水道課長（田中輝知君） 現在借りているのはそのままの金利でいきます。将来的に借りるときには金利が、これから景気が回復してくれば上がってくる可能性がございます。それは例えば今アメリカなんか金利が上がりがちでありますし、日本でももし景気が回復してくれば金利が上がってくる、そうなればいろいろな施策で起債とか町債の金利も上がってくる可能性は十分ございますので、その時の見込みとして、安い金利で資金計画を立てても足りなくなった場合には怖いもので、少し余分を見て安全率を見て資金計画を立てた方がいいかなという感じは持っております。

10番（太田長八君） さっきの料金改定、山本議員がやったもので、12ページの事業法すごく痛いんだよ、やっぱり。ここで見る限り推定事業計画は金がかかるということで、料金改定をどのように委員会をいつごろ開いて、何年ごろ上げようか、そういうことはまだ計画していないのですか、現実的に。

水道課長（田中輝知君） それは、早い時期にやった方がいいですけれども、やっぱり今ある程度水道課の努力によって黒字を確保しさえすれば、それがもたなくなるのが、そのとき

がいつの判断になるというのは、やっぱり町長などと打ち合わせしなければならないですけども、現時点ではそれでも利益が少し確保されていますので、町民への負担は少し軽減していきたいというのは。どうしてもこれ以上水道課がもたなくなった場合は、また町民の皆さん、議会の皆さん入れて、審議会等を作りまして審議してもらって、料金改定を……

10番(太田長八君) そういう考えで二、三年上げないで、ぱっと上げるのがいいか、それとも年々ちょっと上がっていくのがいいか、それ町民の感情が。今回のところだって急にぱっと上げたのであとで反発があったのだけれども、今後の検討課題でいいです。了解。

2番(森田礼治君) 内山さんでも場長でもいいですけども、取水口を1メートル上げたというのは、どういうわけで1メートル上げたのですか。

水道課参事兼浄水場長(佐々木 孝君) 以前の取水口が土砂に埋まりました。それで周りの方も高くなったものですから、以前の取水口だと砂を上げるにも、まだ周りまで平らにしなければならぬものから、底を上げることによって、埋まったところはもうしょうがないものから、取水口を底上げして、ある程度水を寄せて取水しているという状態です。前の状態でそのままやるには無理があったものから。

(「土砂を出さないからいけない。撤去しないからそういうことになった」の声あり)

2番(森田礼治君) あの時、土砂を出した方がいいとかなり言ったのだけれど、出さないからそういうことが起きたんです。出せば、水位が下げられた。

水道課参事兼浄水場長(佐々木 孝君) 広範囲にそれがあったものから、そこまで手をつけられなかったという状態です。

委員長(八代善行君) そのほかにありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(八代善行君) 質疑なしと認めます。

これをもって収益的収入及び支出並びに資本的収入並びに支出の全般の質疑を終結いたします。

これをもって、議案第54号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(八代善行君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号 平成15年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(八代善行君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で、議案第54号に対する審議はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして意見を付することがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に意見を付したいと思えます。意見はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(八代善行君) 意見なしと認めます。

以上で本委員会に付託された案件の審議はすべて終了いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時02分

委員長(八代善行君) 再開いたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(八代善行君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

なお、あしたは午前10時より会議を開きます。よろしく願いいたします。

延会 午後 4時02分

平成 1 6 年

特別会計決算審査特別委員会記録

平成 1 6 年 9 月 1 7 日

東伊豆町議会

特別会計決算審査特別委員会（第2日目）記録

平成16年9月17日（金）午前10時開会

出席委員（6名）

2番	森田礼治君	5番	関野博君
7番	山本鉄太郎君	8番	八代善行君
10番	太田長八君	12番	定居利子君

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（4名）

健康づくり課長	鈴木希美雄君	健康づくり課 国民保険係長	鈴木秀人君
福祉介護課 介護保険係長	中村健司君	福祉介護課 介護保険係	村木善幸君

議会事務局

書記 石井尚徳君

開会 午前 10 時 00 分

委員長（八代善行君） 昨日に引き続き審議を開催いたします。

本委員会に付託されました議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

まず、質疑の対象を歳入全般といたします。なお、質問の際、決算書の何項を告げ質問するようお願いいたします。

質疑ありませんか。

7番（山本鉄太郎君） 1ページ、国民健康保険税、不納欠損額7,610万2,100円の内容です。

それと収入未済額3億2,692万8,359円の内容になりますけれども、もしわかればどういった職種の方が多いのかという形と、1人大体件数をお願いして、1人大体幾らぐらい滞納額があるのか、これによって当局として対応したいいろいろな扱い方があろうかと思えますけれども、その取り扱い内容をお知らせください。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） まず、不納欠損の内容でございますが、前回山田直志議員から大綱質疑で質問がありました内容と重複しますがお答えいたします。

不納欠損につきましては、地方税法の第15条の7の第4項の執行停止3年間を経過した者、これが10件でございます。この10件といいますのは、所在不明、財産等が不明な方の10件で80万5,000円がまず1つでございます。それから、地方税法第15条の7の第5項の滞納税を徴収することができないことが明らかである者、これが18件でございます。この方々につきましては、主に死亡が16件でございます。あと2件につきましては、差し押さえしてあったのですが、競売等により配当がなかった、それが2件でございます。それから地方税法の第18条、5年間行使しなかったことによる納税義務の消滅ということで769件でございます。その内訳を申し上げますと、町内の方が218名、町外が80名でございます。そのうち町内の方ですが死亡が13名、生活保護が11名、町外者につきましては、80名のうち死亡が1名と職権消除が8名という内訳になっております。町内者につきましては、昭和58年から平成9年、5年間以前のものについては地方税法の第18条により徴収することができないということで、それについては歴代の担当者が臨宅徴収とかその他夜間徴収もいろいろな方策で実施してきたのですが、なかなか滞納者の事情でお金がないと、それでも少しはいただいていたのです

が、年税額の徴収ができなかった。それがどんどん積み重なって内容が第18条の5年間行使しなかったことによる消滅ということで、それが7,296万1,833円ということでございます。全部で7,610万2,100円でございます。

7番（山本鉄太郎君） 今のが要するに不納欠損の内容内訳という形でとらえてよろしいですか。了解です。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 職種の関係でございますが、うちの方も職種については平成15年度の分しか調査してございませんので、平成15年度の内容について申し上げます。

まず、給与所得者が322世帯ということでございます。それから事業所得者の営業用所得者が97名でございます。農業所得者が4名でございます。その他の所得が32名、所得のない者が95名でございます。それから不明、これは未申告者が166名という内訳となっております。

7番（山本鉄太郎君） 職種は今平成15年ので聞きましたけれども、あとこの滞納者、今世帯当たりで聞かれました。1人当たりになると幾らぐらいかと、要するにその未収額1世帯5人いれば1人当たり幾らという形で、この世帯が100世帯いてもその中の人間というのは350人いればそれで割った1人当たりという形のものを聞きたいと思います。出ていませんか。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 1人当たりは出ていません。あくまでも世帯主課税という形で個々になっておりますので、例えばその中には老人もいますし子供さんもいますので、個々の場合は均等割、1人について幾らという形の課税がされておりますが、あくまでも世帯割、世帯について幾ら、それで1人当たり幾らという形になっておりますので、あとは世帯主の所得、または資産等により課税されるということになっておりますので、1人当たりのは出ていません。

7番（山本鉄太郎君） それでは、何世帯あって1世帯当たり幾らというものは数字は出ていますか。単純でいいですが。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） この前、直志さんの質問のときに、電算の方に急遽お願いしてその内容については調べたのが。ただ、世帯金額の分布という形になっておりますので、例えば50万円未満の方が996世帯とか、50万円から100万円未満の方が121世帯とか、100万円から150万円が35世帯、150万円から200万円が13世帯、200万円以上が10世帯、300万円以上が1世帯という形の合計で平成15年度の滞納世帯というのは1,176世帯という形で、電算の方で急遽打ち出していただいた内容ですけれども、1人当たりというのはちょっと出

ておりませんので、申しわけありません。

7番（山本鉄太郎君） そうすると収入未済額の3億2,000万円という形のものに、1,176世帯を割れば1世帯あたりは出てくるわけですね。単純に計算してです。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 今、山本議員のおっしゃるとおりで、この金額で割り返せば1世帯幾らという形で出てまいります。

健康づくり課国民保険係長（鈴木秀人君） 27万8,000円です。

7番（山本鉄太郎君） これには要するに軽減世帯も当然含まれているという形の解釈、すべてのものがここに入っていると思うんですけども、そういうような解釈でよろしいですか。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 確かに軽減世帯も中には数値が入っていると解釈してよろしいと思います。

10番（太田長八君） 15ページの2款4項、出産育児一時金が300万円減額されていますよね……。

（「歳入だけ。歳出はまだいっていないから」の声あり）

委員長（八代善行君） 歳入の質疑ありましたらよろしく願いいたします。

7番（山本鉄太郎君） 平成15年度には第三者行為の雑入の方はなかったのですか。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 歳入の10ページに一般被保険者第三者納付金23万7,868円が歳入となっていますが、これは3件分でございます。示談が成立したということで3件ございました。

7番（山本鉄太郎君） 今回は第三者行為については、よく取れなかったりというような形があろうかと思えますけれども、そういうことはなかったと解釈してよろしいですか。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） まだ、裁判とかが長引いている物件が数件見られます。裁判で1件、最近確定したということで歳入が見込めますが、裁判といえますのはどうしても長期にわたりますので、1年、2年で済まなくて5年、6年という形の経過を経て最終的には決定されるということになっておりますので、そういった物件が数件まだございます。ですけれども、1件については裁判で判決が出たということで、近々入金されるというのが1件ございます。

7番（山本鉄太郎君） そうすると、裁判絡みの件数が数件あって、確定が1件ありますから、今回平成16年に入るような形になるかと思えますけれども、主にこういったような感じで裁判になってしまうのでしょうか。内容的な問題、もし知り得ていたらお伺いしたいと

思うのですけれども。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） よく過失割合、例えば歩行者が横断中に車に接触してけがをした、それが重症か軽症かという内容はあるかと思いますが、その過失割合というのが、保険会社が入りまして裁判をやるという例がございますので、死亡の場合はそこで最終的にははっきり出るのですが、ただ第三者行為の場合は過失割合のことでかなり長い期間裁判でやる場合がありますので、主に接触事故とかそういったものが主な内容だということで理解しております。

7番（山本鉄太郎君） 第三者行為というのは、国民健康保険を使わせていただくよという承諾を得て国民健康保険を第三者行為として使うというふうに私は理解しているのですけれども、そのときにはどのような手順でやって、裁判に数件もなるという形のもの、やっぱり保険会社とのやりとりですか、割合の決め方で裁定を仰ぐというのがこれが主な内容でしょうか、その辺を。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 確かに、保険会社が例えば車同士の接触で片方がけがをしたとか、片方もけがをしたその過失割合というのがよく裁判で、各保険会社もいかに少なく保険を出したいということで、その辺で過失割合で前後しますのでそういった件で、1回しても例えば高裁とか、最高裁には上がらないと思いますが、ある程度そこまで頑張っ、少しでも過失割合を少なくして自分の保険の持ち出しを少なくするといったことで争いますので、そういう面である程度。

7番（山本鉄太郎君） はい、了解しました。

委員長（八代善行君） そのほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 質疑なしと認めます。

以上で、歳入全般の質疑を終結いたします。

次に、質疑の対象を歳出全般といたします。

質疑ありませんか。

12番（定居利子君） 歳出の12ページの総務管理費の委託料の不用の内容説明、保守管理委託料26万6,706円ですか、あと国保連合会費のこれ載っていますけれどもこの内容、26万6,700円の不用。

高額医療なんですけれども、高額医療の内容と何が一番かかったのかと、年齢的にどの年代が一番多くこの高額医療を使っているか。

それと全般的に町内、町外の医療機関にかかった人数はどれくらい、町内は幾らか、町外はどれくらいの人数がかかったかどうか、平成15年度でわかる範囲内で教えていただきたいと思えます。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） まず、委託料の26万6,706円の不用額でございますが、これは連合会の方に共同事業処理、例えばレセプト点検の関係を委託する内容で、その月によっては少ない場合もありますし多い月もありますから、これはなかなか事前に減額するわけにはいきませんので、1件当たり11円か12円、それはあとでまた報告しますけれども、そういう形で件数が出てまいります。そのレセプト点検は一般と退職だけで1カ月平均5,430万円いきます。老人が1カ月平均4,300万円いきますので、年間にしますとレセプトの枚数が11万6,760件いきますから、その枚数が例えばその月が5,000とする、例えばその月は4,800になる場合もある、お医者さんに一人がかかったものは1枚のレセプトと換算しますから、前後しますから、この方が不用額を落とせないということで、これの不用額が主な内容でございます。

高額療養費の内容でございますが、うちの方では高額医療費の場合は70万円以上が対象になりまして、まずその内容が104件でございます。主にかかった内容と申し上げますと、循環器系疾患が32件で4,735万円でございます。悪性新生物、これはがんの関係でございますが27件で3,131万9,650円でございます。高血圧及び脳疾患の患者の方が11件でございます。2,170万7,870円という形になってございます。4番目が筋骨格及び結合組織の疾患の方が14件で、金額ベースで申し上げますので、件数だとこっちの方が多いのですが金額だと1,820万8,930円という内訳になってございます。それが主な高額のかかった患者の内容でございます。

12番（定居利子君） 年齢的にどの年代が多いかということはおわかりですか。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） すみません、年齢につきましてはまたあとで資料を持ってきておりませんので、申しわけありません。

委員長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時42分

委員長（八代善行君） 会議を再開いたします。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 共同事業処理事業の1件あたりの単価は十何円と私申し上げましたが、正確には1件当たり24円でございます。

12番（定居利子君） 不用額の26万6,706円の内容はわかりましたけれども、レセプト点検の11万6,000枚ですか、これは毎月やられるのかどうかこの1点と、高額利用の方はおおむねわかりました。町ではドックとかがん検診等をやっておられるので、もっとPRをしていただいて、高額医療者を極力なくすように努力していただければまた医療費の削減にもなるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） まず、レセプト点検でございますが、一般と退職で5,430枚、老人で1カ月4,300枚、これは毎月々のレセプトがまいりますので、それを全部うちの方の臨時職員2名で1件ずつ点検してございます。点検の成果といいますのが、まずレセプト点検して疑わしいと思って連合会の方に上げたのが695件を上げまして、6,582万7,980円を再審査に上げたのですが、その効果と申しますのは458件で、174万8,300円これが町の方に還付されて再審査として入ってきた内容でございます。

がん検診等の健診を保健福祉センターで実施しております。これにつきましては、広報ひがしいず並びにハイキャットの方で全部で5つ健診がありますからという形でお知らせをしております。ちょっと一般会計の方に入るのですが、確かに毎年若干ですが増加しているということでございます。

委員長（八代善行君） そのほかにありませんか。

10番（太田長八君） 3点ほど。

13ページの1款趣旨普及費。成果表55ページを見ますと、趣旨普及活動の状況の中で（2）の無受診世帯の表彰で世帯数が書いていないので何件あったかということ。

成果表の4番の中で、医療費通知の実施と書いてありまして、年間6回送付し医療費と健康の大切さを認識してもらったという中で、その効果というのは平成16年度は出ているかどうか。

次に、15ページのさっきの出産育児金210万円の減の理由は。

あと、17ページの10款予備費の充用をもう少し詳しく教えてください。237万5,000円をもう少し詳しく。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 健康家庭表彰記念品の21万6,000円の内容でございますが、これにつきましては1年間納税を納期どおりに納付してくれた世帯、並びに病院に1年

間かからなかった、そういった世帯につきましてうちの方が記念品を贈呈している内容でございます。まず、1年から4年までの世帯が66世帯でございます。これにつきましては3,000円のプリペイドカードを支給してございます。8年以上が1世帯でございます。これにつきましては、8,000円のプリペイドカードを支給しております。10年以上が1世帯でこれも1万円のプリペイドカードを支給しております。

出産育児諸費の内容でございますが、これはうちの保健福祉センターの保健師の方で母子手帳を支給している世帯で、3月末までに生まれるだろうという想定のもとに予算を残額を残しておいていくのですが、実際生まれたのが29名ということで4月にずれ込んだ世帯がありましたので、これについては初産の場合はどうしても遅れるということで、3月末ごろの世帯がかなりあったのですが、当初40人を見込んで計上したのですが最終的には29人ということで、これはあくまでも国民健康保険の被保険者が対象になりますので、そういった形で3月末の見込んだのが若干少なくなったということでございます。

予備費の充用でございますが、うちの方も2月の診療分は3、2ベースですから、3月から2月までで診療して、最終的には2月の診療分がかなり多かったものですから、何とかそれを切り抜けるためにいろいろな予備費からも、ほかから余っているのを全部流用しながら最終的にはそこで精算をして何とか会計上で予算を組んだということで。まず、療養諸費の一般被保険者療養給付費がちょっと足りなかったものですから、77万5,000円予備費から充当いたしました。療養諸費の2目の退職被保険者等療養給付費がこれも足りなかったものですから、81万円を充当いたしました。高額医療費の退職分が多かったものですから、78万9,000円を充用させていただいた内容でございます。

療養費の審査支払委託料、これも予算で向こうから請求がきたのが1,000円余分に来たものですから、どうしても1,000円の関係で充用させていただきました。

10番(太田長八君) 1点目は了解しました。

2点目の減額、少子化に対する何か啓蒙活動を国民健康保険の方でしていますか。もっと子供を増やせとか、何か。

健康づくり課長(鈴木希美雄君) 産むというのはあくまでも夫婦間の自由の選択でございますので、いろいろ生活が苦しいとか2人以上産まないとか、1人しか生活できないとかいろいろ個々の事情がありますので、町としても産み育てる環境づくりというのがまず必要ではないかと。例えば保育園にしても、保育園はできたのですが、夫婦共働きの家庭というのはそういう町とか職場等でそういった環境というものがないと、産むというのなかなか

難しいと思いますけれども、うちの方も産んでくださいというふうに言っていますが、なかなか生活の面で難しいということですから。

10番（太田長八君） 一応国民健康保険にこういうものがあるので、ほかの課と連携しまして子供を育てる環境をよくするような方向でやってもらいたいと思って、そういうことを要望しておきます。

委員長（八代善行君） ほかに質疑はありますか。

7番（山本鉄太郎君） 12ページの賃金雇い人料ですが、これについて恐らくレセプトの点検だと思えますけれども、何人雇っているのかという形です。

16ページの保険事業費の不用額の42万円、役務費の11万2,000円、ちょっと役務費としては大きいもので、これの不用額になった理由をお聞かせください。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） この雇い人料でございますが、これは現在2名の職員がレセプト点検をしてございますが、これは国民健康保険の一般と退職、国民健康保険分につきましては1名の職員の雇い人料でございます。もう1名につきましては、老人の方から1名を雇い人料として計上してございます。

7番（山本鉄太郎君） 1人なの。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 1人です。

7番（山本鉄太郎君） 私が言ったのは16ページの役務費の郵便料の、役務費としては11万2,900円、ちょっと不用額が多いなという形のもので。

あと、19節の負担金補助及び交付金の42万4,100円、これがどのような内容でこのような不用額が出たかという形です。がん検診の補助金と人間ドックの補助金、何件ずつあってこうでしたけれどもこうなったかということをお答えいただければ結構です。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） まず、郵便料の11万2,900円の不用額でございますが、町長の指示もありましたのですが、封筒を一本化にしようという指示がありまして、例えば国民健康保険は国民健康保険、税務課は税務課という形の通知書を窓の開き具合を一緒にすることによって、大量に発注することによって安価な単価になるという、そういった指導がありまして、うちの方も何社か見積もりをとりまして税務課と共同で郵便料の封筒を作成しました。その関係で11万2,900円の不用額が出たということでございます。

がん検診の補助金と人間ドックの補助金でございますが、件数的にうちの方も若干多目に見ていたのですが、最終的には606件のがん検診の対象者掛ける250円なんですけど、若干これが人数が下回ったということでございます。人間ドックの補助金でございますが、これも若

干予算を見て、いつ来るかわかりませんので予算を残しておいたのですが、最終的には94件の申請がありまして、その分で若干予算を見込んでいたのですが、少なくなったということで不用額が発生したということでございます。

7番（山本鉄太郎君） はい、了解です。

12番（定居利子君） 老人保健から国民健康保険へ移行された70歳から74歳までの保険料はどのくらいの金額になりますか。人数と。結局、国民健康保険へその年代的に脅かされていると思うんですよ。その金額と人数はどのくらい、統計ありますか。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） すみません、ちょっと休憩して。

委員長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時06分

委員長（八代善行君） 再開いたします。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 平成14年10月に国民健康保険の制度が改正になりまして、本来老人保健の対象者、70歳以上の方が段階的に75歳まで国民健康保険の被保険者となる制度でございます。

平成14年10月から平成15年9月30日、1年間で183人の方が国民健康保険の被保険者としてなっております。平成15年10月1日から平成16年9月30日、これは半年、半年ですからだぶっている形になりますが、その方たちが184人の方が国民健康保険の方に移行してまいります。70歳以上の被保険者が金額に直しますと4,814万8,414円の国民健康保険にかかった費用額でございます。ですから、今まで老人の対象者が国民健康保険になった人ということになりますと、この金額まるまる国民健康保険で支出になりますので、厳しい財政的なものがあります。

7番（山本鉄太郎君） 今の報告によりますと、約5,000万円が70から71歳の間1年間の医療費というような解釈でよろしいですか。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） これは、平成16年3月31日現在で調べてございますので、平成15年度分という形の解釈でいいです。年代が71.何歳というのもありますけれども。

7番（山本鉄太郎君） そうすると、今そういう報告を聞くと70から71歳までが5,000万円

という形になると5年間5,000万円が上積みされていくと2億5,000万円という形が国民健康保険会計にのしかかってくるというような、単純に計算すればそういうような解釈の仕方でもよろしいですか。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） あくまでも、この平成15年度にかかったのが4,800万円ですけれども、平成16年度になれば若干下がるか、上がるかそれはちょっとわかりかねますが、今1年間の数字が今言った4,814万8,414円ということでございます。

12番（定居利子君） 今の関連ですけれども、5,000万円の金額で軽減対策というのは70歳から75歳まで、課長としてはどういうお考えをいらっしゃいますか、年代的に。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 国民健康保険が医療費が上がってきますと、それには税との相殺になりますので、税負担を少なくするためにはいかに病院にかからない、そういった健康づくりというのが必要になってまいりますので、うちの方でもアスト会館と保健福祉センターを拠点といたしましてあらゆる健康づくり、健康な老人を作ろうという形で取り組んでいるところでございます。まだ、1年目ということで、若干成果は見えてまいりませんが、今後もこの健康づくりというものに全力で力を入れて何とか医療費の軽減には努めていきたいと思っております。

12番（定居利子君） 医療費の軽減に努めるという、課長の答弁が今ありましたけれども、例えば稲取の中の病院、何軒かありますけれども、病院の中に何科があるとかということは、お年寄りというのはなかなかわからないんです。そうすると、何軒か2軒ぐらい病院を重複して行かれる方もありますし、そういうPR、例えば東部総合病院はこういう科がありますよとか、温泉病院はこういう科がありますけれども、今はこの科が休業になっていますとか、そういうPR方法というのは町では考えていらっしゃらないのでしょうか。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 確かに、病院にかかるなというわけにはいきませんので、ただ、良質な医療の提供というのは必要だと思っております。例えば、よくうちの方も保健師が重複多受診、これは危ないなと、同じ病名で数件月にかかっていると薬も山ほどもらってくる、それを飲みますと逆に体を壊すということもあり得ますので、そういった33人を保健師が家庭訪問しまして、どういった状態ですかという形でいろいろ問診を行いまして、その内容に基づきまして的確な指導、例えば薬の内容についてはあまり2つの病院、3つの病院からもらってきたものを一どきに飲まないようにという指導もしていますし、それと同時にかかりつけ医というものを、かかりつけ医が本人の体の状態というのが一番わかりますので、そういったかかりつけ医の推進というものを実際行っております。うちの方も老人になりま

すどうしても心配性になりますから、この病院行くとともに診てくれなかった、次の病院行ってもともに診てくれない、なんだかやぶ医者だなという話で、次の病院へ行っているいろいろなものをもらってくる、ですからそういった老人の集まる場所とか何らかの場所に向いて、保健師によく出前をしないと、出前をしてそこに向いてから健康の相談等もやれという話をしておりますので、そういったものをどんどん推進して多受診重複、または病院の方にもかかりつけ医というものを作るように、そういったものを考えていきたいと思っています。

12番（定居利子君） 極力保健師さんに努力していただきまして、重複のないように、またこの70歳から75歳の人たちを守るようにしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

委員長（八代善行君） そのほか質疑ありますか。

5番（関野 博君） 高額医療というのではなくて、報酬で誤ってと言ったら失礼かもしれないけれども、取り過ぎているというようなのを何と言ったかな。病院で医療費の。過誤医療というのですか、ああいうのは県の調べか何か調べがあるでしょう。そういうのはどのくらいあるのですか。毎年、これはあると思うのですが。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） うちの方が再審査でチェックかけますと、その中によく半期に1件あるか、2カ月に1件あるか1,000点以上、1,000点以上といいますと1点が10円ですから、1万円を超えるものについてはレセプトに青紙を張ってくるんです。青紙を張ってきたものについては、うちの方が病院の方にこれはあいまいだから本人が行って逆に病院からもらってきてくださいということが去年あたりから出ておりますので、うちの方が前もってその家庭の方に通知を出して連絡をしております。

5番（関野 博君） 例えばA病院で前年度は何件あった、B病院何件あったと、そういうことは今までありませんでしたか、あったでしょう。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 一部、例えば平成15年4月から薬価の引き下げがありまして、ほんのわずかですがそういったものが病院の電算システムに変更のものを組み入れていないとそのまま間違った形で請求する病院もあるんです。例えば2年ぐらい前に診療報酬の引き下げとかによって、項目が実際下げるべきものを下げないでそのまま扱っていたという形の過誤というのはあり得るんです。それをうちの方でチェックをかけてこれはちょっと点数がおかしい、例えばこの診療に対して通常150点だけれども170点で請求が来ている、これは20点おかしいなという形でチェックをかけるんです。そういうものをうちの方で連合会

を通じて病院の方にまた過誤調整、過誤である、再審査ですという形で通知を出して病院からお金を連合会へもらって、連合会からうちの方へ入ってくる。そういうシステムになっていますが、個人の場合はなかなかそれもできませんから、うちの方で今言った1,000点以上、1万円のものについてはそういったものが2カ月ぐらいに1枚あるかないかで、小さい金額はあるのですが、連合会では1,000点以上を対象として通知を下さいとの連絡が来ております。それについてはうちの方で何らかの形で通知を出してやっております。

5番（関野 博君） 今まで聞いていますと、各市町村との関係はどうか。東伊豆町の国民健康保険全般としては失礼だけれども、いろいろな問題点について、河津町とか下田市とか。県下で何番目とか。

委員長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時19分

再開 午前 11時22分

委員長（八代善行君） 再開いたします。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） それでは、まず一般被保険者の医療費状況について申し上げます。

被保険者数1年間平均で5,733人となっております。費用額を申し上げますと、入院で4億420万3,000円で前年対比で7.46%増で、1人当たり7万505円で県内で30位でございます。入院外では4億5,925万2,000円で7.3%増で、1人当たり8万107円で県内で16位でございます。歯科で9,347万3,000円で3.99%の増で、1人当たり1万6,304円で県内で61位でございます。調剤では1億2,525万5,000円で、7.1%増で1人当たり2万1,848円で46位でございます。一般被保険者の費用額で合計では10億8,404万4,000円で、7.1%の増で18万9,089円で県内で合計では23位となっております。ちなみに県内の順位を申し上げますと、1位が龍山村で25万6,055円、2位が佐久間町で24万3,238円、3位が西伊豆町で24万1,276円でございます。

退職被保険者の医療費の状況でございますが、被保険者数が698人でございます。

まず、費用額で申し上げますが、入院で6,579万6,000円、8.3%増で1人当たり9万4,265円で59位でございます。入院外では9,015万7,000円で0.3%の減で1人当たり12万9,160円で

47位でございます。歯科が1,807万9,000円で6.9%の減となっております。1人当たり2万5,902円で49位でございます。調剤では17万4,030円で3.8%の増で1人当たり4万9,044円で41位となっております。退職被保険者の合計で2億9,837万2,000円で県内で62位となっております。ちなみに退職分の1位は修善寺町で38万6,867円で、2位が戸田村で38万3,855円、3位が長泉町で36万3,867円となっております。

5番（関野 博君） これを課長はどう思いますか、この順位を。東伊豆町は。1位から3位の間に両方とも伊豆地区が2つ、3つ入っているみたいだけれども。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 各市町村も医療費の高騰というのはかなり国民健康保険会計を圧迫しているという状況です。うちの方も県内で一般被保険者が23位で、県内では平均よりちょっと上かという形で思っておりますが、でも高齢化が進んでいる市町村の割合が高いというのですか、どうしても年をとってきますと病院にかかる割合というのは多くなりますので、高齢化の高い市町村がどうしても順位が上がってくるということが考えられます。

委員長（八代善行君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第49号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第49号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして意見を付することがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に意見を付したいと思います。

意見ありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(八代善行君) 意見なしと認めます。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時28分

再開 午前 11時32分

委員長(八代善行君) 休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、本委員会に付託されました議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入歳出全部といたします。

質疑ありますか。

10番(太田長八君) 先ほどの国民健康保険との関連なんですけれども、法の改正により老人保健から国民健康保険に10月からいったそうですけれども、老人保健の減と幾らぐらい減になったか、それをお知らせください。

健康づくり課長(鈴木希美雄君) まず、被保険者の関係でございますが、平成14年度から15年度で64名減になってございます。

費用額でございますが、本年度平成15年度から14年度差し引きしますと2.5%の減で3,936万2,074円が減となっております。

と言いますのは、平成14年10月に制度が改正になりまして、平成15年3月までは半年、それからまた平成15年4月から16年3月31日までが対象となっております。ただ、老人の件と今言ったうちの方のかかった費用額との若干差がありますが……。

委員長、暫時休憩してください。

委員長(八代善行君) 暫時休憩します。

休憩 午前 11時35分

再開 午前 11時44分

委員長（八代善行君） 再開いたします。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 今、太田議員から質問があった、監査委員の説明資料の中の減額と私が申し上げた減額が違うのではないかとのことですが、これは、この全体の予算の中は本人の負担分、1割分とかを差し引いた内容で予算上は計上してありますが、成果表の中の60ページにはあくまでも費用額の10割、本人負担も含めた中の10割でここで計上してありますので、数字が若干違っております。ですから、あくまでこれは10割、本人の負担分も含めた中の10割で前年対比で3,936万2,074円で2.5%の減となっている内容でございます。

委員長（八代善行君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第50号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第50号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で議案第50号に対する審議はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして意見を付することがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に意見を付したいと思っております。

意見ありますか。

（「なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 意見なしと認めます。

この際、暫時休憩いたします。

午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時01分

委員長（八代善行君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、本委員会に付託されました議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入歳出全部といたします。

質疑ありませんか。

7番（山本鉄太郎君） 1ページの不納欠損額83万5,500円の内容。

それから、収入未済額642万3,800円、これはどのような方が多いのか、具体的にお答えください。

3ページ、これも歳出の方ですけれども、保険給付費の不用額として3,452万2,030円の内容をお聞かせください。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） それでは、不納欠損額の方から、不納欠損額が平成15年度で83万5,500円ありますが、これは45件分で、内容は死亡された方が6件、8万1,200円です。所在不明の方7件、15万6,000円です。転出された方で保険料も2年の時効を過ぎて取れないものが18件で24万6,100円、それから単純にもう払わないという方が時効を迎えまして14件で35万1,500円の内容でございます。

未済額の652万1,300円の内容なんですけど、平成14年度以前の分が114人分です。277万8,000円、それから平成15年度分が216人分で374万3,500円です。この主な内容ですが、ほとんど普通徴収の方の未納額で、生活困窮されている方、そういう理由でほかの税を滞納されている方がほとんどだということでございます。

歳出の方の不用額につきましてですが、保険の給付の伸びがある程度予想しているわけなんですけど、ぎりぎりですと年度末になりまして足りないなどということが生じることを予想しまして、1カ月分弱ぐらいの余裕を見て予算を立てているわけなんですけど、2月、3月分の給付費が予想より低かったためにこれぐらいの不用額が出たと、それと余裕を見ている分が少し不用額として出たということでございます。

以上です。

7番（山本鉄太郎君） 時効が2年とかと今言われましたけれども、介護の場合2年が正しいか正しくないか法律で決められているものだと思いますけれども、徴収についてはどのよ

うな努力がなされたかをお聞かせ願えますか。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） 時効の関係なんです、税とか国民健康保険の保険料などは時効の期間が5年ということになっていますが、介護保険の場合は2年ということで短期間に設定されています。これは介護保険法の200条で決められておるところでございます。

徴収の努力ということなんです、電話による催促をやりましたり、臨宅徴収を強化して一どきに納められない方が多いものですから、分割納付ということで進めています。また、65歳に達せられて初めて保険通知書が来て忘れていた方などが多々見られますので、そういう方については納付を忘れないようにということで、口座振替の勧誘をしております。

7番（山本鉄太郎君） 1号になると別に納付書がいくという形の解釈でよろしいですか。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） はい、そのとおりです。65歳になりますと誕生日の月から賦課されるということで、1号被保険者ということで保険料がかかるようになります。国民健康保険などで64歳までの分は誕生日の分までを計算してそこまでということで、重ならないような形で納付するようになっています。

12番（定居利子君） 6ページの負担金なんですけれども、賀茂郡の介護認定審査会負担金がありますけれども、この東伊豆町では介護認定士は何名いらっしゃいますか、それとも賀茂郡下でも合計で何名でしょうか。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） 審査会の委員ということでよろしいでしょうか。

今の賀茂郡6町村で賀茂郡介護認定審査会というのを作ってまして、3つの合議体に分かれています。東伊豆町と河津町が第1合議体、南伊豆町が1つの合議体、西豆3町が第3合議体ということで分かれているわけなんです、各合議体に9名の委員がおりまして、全体では27名で構成されています。その中に、医療関係、福祉部門と保健部門ということで各分野の委員さんが選任されています。

12番（定居利子君） 東伊豆町と河津町で9名ということで、医療関係や保健関係の方たちが委員になられているということなんですけれども、これは民生委員とかそういった方たちからの通知があって介護認定をされるのでしょうか。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） これはあくまでも個人の申請によるものを審査する機関ですので、申請したものについて審査していくということでございます。

12番（定居利子君） 養護でしたらお年寄りですと、なかなか役場の方へ申請書を出せないとかという方がいらっしゃるんです。そういう場合よく民生委員さんに相談をなされたと

か、近くの保健委員さんとかに相談なされる方もあると思うんです。そういう場合、よくお話を聞くんですけども、直接役場へ行けないからどうしたらいいか、民生委員さん、保健委員さんに話をしてもなかなかちが明かないとか、そういう場合もあるんです。そういうときにはどういう方法をとったらいいのかと思うんですけども。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） 役場の方に民生委員さん、保健委員さんなりに相談いただければ今は在宅介護支援センターがございまして、在宅介護支援センターの職員を訪問させるような形にしています。それで申請を受け取るというような形で進めています。

10番（太田長八君） 平成15年度に介護保険料が2,800円から3,000円に値上げになりましたね、町民からどういう不平不満があったかどうかと、今後介護費の値上げをどのように考えているか。何年後には介護者がふえるからある程度また介護費の値上げも考えるのか、それが1点。

もう1点、施設待機者がどのくらいいるか把握しているか。入居者数は一応成果表の中に73件と書いてありますが、それ以外にどのくらいまだ施設待機者がいるか教えてください。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） 2,800円から3,000円ということで、これは第2期の事業計画の中で全体の3年間の給付を見込んだ中で算定したわけなんですけど、当初3,300円ぐらいかかるのではないかとということで試算したのですが、あまりにも値上がりの幅が大きいと影響があるのではないかとという配慮で議会の皆さんが修正可決という経過があるんですけども、値上げ幅が200円ぐらいしか上がらなかったもので特別に苦情というのは今のところないです。

全国的に見ますと、平均が第1期の保険料より13%程度上がっているということで、うちの方は7%ぐらいの計上なものですから、押さえられたかなという形です。これから、値上げの問題についてなんですけど、現状ですと給付が非常に、10%から十三、四%ぐらいの形で年々伸びていますので、これに伴いましては保険料の負担というのは増大していく傾向にあると思うんですけど、今準備基金を徐々に一般会計の方から積み立てておりますので、そこら辺の兼ね合いで値上げするかしないかというのは、政治的な判断になると思うんですけど、関係するのではないかと。だから、当然給付費の予想をまだ第3期のものを計算してみないと、保険料が上がるかどうかというのはちょっとまだ今のところは予測はつきません。

施設待機者なんですけど、これは今全体で67名ほどいるんですけど、毎年待機者調べをずっとやっているんですけど、大体そんなものなんです。これは延べではなくて実人数です。六十七、八名ぐらいです。そのうちのほとんどが湯が岡の郷を申し込んでいますので、最近では河津の

サンシニアですか、あそこへ今年10人ぐらい入りましたので、待機が少し解消されたかとは思いますが。あと、下田に来年の1月に80床の特養ができますので、またそれで少し待機者が減るのではないかという感じを持っています。

10番(太田長八君) わが町は3,000円だけれども、賀茂郡下の介護料をまたあとで教えてくださいませんか。

2点目の施設介護ですが、これだけの希望者がいるということは、そのためには町としても対応しなければならないと思うので、できるだけこういう施設も今度は湯が岡の郷にできるのですか、30床と20床とが。湯が岡の郷には10床しか確保できないわけですか、わが町では。それはまだわからないのですか。

福祉介護課介護保険係長(中村健司君) 権益の中で現在枠があるわけなんですけど、先ほど申しましたように河津と下田が70と80をとったものですから、あと残りがどういうふうに配分するかという話があって、いろいろ手を挙げているところがあるんですけど、なかなか用地の問題とかそういうところでとんざしているところもあります。最初うちの方が手を挙げたのは20床ぐらいということで割り当てがあったのですが、ほかのところをやめれば30床確保できるのではないかということで、そういう形で今進めています。

10番(太田長八君) 町長の説明の中で、湯が岡の郷は10床は確実にわが町で確保したというので、そのあと20床の中でまたさらに多く、そういうことを要望。

福祉介護課介護保険係長(中村健司君) 30床の中で入所者をということですね。

実は今施設入所に関しましては、入所判定会というのを施設の中で開いていまして、これは待機待ちが何点とか要介護度によって点数が何点とかということで、点数が出るような形で高い方の順から入所させる材料にするということで、今入所の判定を行っています。最近、湯が岡の郷でも亡くなった方が何人かありまして、入所された方のうちほとんどが東伊豆の方が入っています。やっぱり地域的な加算も加味されていますので、やはり点数が地元の方が高くなるということで、多分10床以上にそのあと七、八割ぐらいは東伊豆の方が入るのではないかというふうには予想しているのですが。

10番(太田長八君) これだけ施設に入る要望が多いので、できるだけそれに沿うように努力していただきたいと思います。

5番(関野 博君) 今の中で町外の施設に入りたいという人は、どこでもいいのですか、住所は。

福祉介護課介護保険係長(中村健司君) これは病院と同じで、全国どこでも入所できるん

です。ただ、今言いましたように、判定の点数によって上の方の地域に住んでいる方を優先するような点数になっていますので、ちょっと遠くへ行っても順番が後ろの方になってしまうのではないかとということで、ずっと待機するような形になってしまっています。

5番（関野 博君） もう1点。これ言っているのかどうか分からないけれども、湯が岡の郷の増築の件が出ていましたが、あれは今進んでいるのですか、どの程度までいっているのですか。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） 用地の問題が1つ、それが解決しないと先に進まないものですから、絵はかいていると思うんですけども。その取得予定のところに絵はかいていると思うんですけども、ちょっとそれ以上は何とも言えません。

12番（定居利子君） 2号保険者ですか、保険料を払っている方と1号の払っている方の人数はわかりますか。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） 2号の場合は40歳以上の方から65歳までの方の保険料が1回社会診療報酬基金というのに市町村から納付されまして、それからうちの方に交付されるわけなので、ちょっと人数的なものはわからないんです。金額的なものについては給付費の32%ということで交付があるわけなんですけど、そこら辺はちょっとわからないものですから。

1号の方は成果表の方に記載させていただいたのですが、成果表の5番で71ページですが、平成15年度末で3,825人の方に賦課しているということでございます。

12番（定居利子君） これから、高齢化社会に向けて介護保険を使う方もだんだんふえてくると思うんです。65歳以上70歳になると。そうなりますと、滞納者がまたそれにかさんでふえてくると思うんです。今後その取り組み方、将来的な、何か持っておりますか。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） なるべく年金の方から引かれるような施策がとれれば一番いいと思うんですが、今国の方でも老齢基礎年金の部分にしかかけていないものですから、障害年金とかそのほかの遺族年金というものに対しても引けるようにということで、今検討している状況です。できれば年金からそのまま引いてもらうというのが一番楽でいいんですけども、そのほかの方については税の徴収と同じように臨宅徴収とか夜間を含めて徴収していかなければならないかと思っています。

7番（山本鉄太郎君） 不思議でしょうがないのですけれども、8ページの雑入の9,000万円というのは何ですか。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） 9万円ですね。

7番（山本鉄太郎君） これは円ですか。失礼、9万円でした。申しわけございません。でも、何ですかこれは。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） 内容は生活保護に係る認定の委託料なんです、これは県の方から来るもので、結局65歳以下の2号被保険者の生活保護の方なんです、これはうちの方の被保険者ではないものですから、県の方が被保険者ということでそれで普通でしたらうちの方が調査に対して町の方でお金を支出するんですが、その調査の委託をうちの方でやるということで、1件5,000円が県の方からくるわけなんです。その分が9万円ですから去年は18件あったわけです。

7番（山本鉄太郎君） そうするとそういうふうな収入というか、歳入に入ってくるというのは、どこか項目がないんですか、雑入ではなくて。これは県の指導か何かで雑入に入れているのですか。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） これは介護保険の会計の庶務規定みたいなものがありまして、そちらに入れろということで。

7番（山本鉄太郎君） 雑入で。

福祉介護課介護保険係長（中村健司君） はい。

7番（山本鉄太郎君） 了解しました。

委員長（八代善行君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第51号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第51号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で議案第51号に対する審議はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして意見を付することがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に意見を付したいと思います。

意見がありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(八代善行君) 意見なしと認めます。

以上で、本委員会に付託された案件の審議はすべて終了いたしました。

本日はこれにて本委員会を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時33分

委員長(八代善行君) 休憩を閉じ、会議を開きます。

なお、委員長報告につきましては、9月24日午前10時より検討したいと思いますので、御出席をお願いいたします。

以上で、本日の会議を閉会いたします。

延会 午後 1時33分

平成 1 6 年

特別会計決算審査特別委員会記録

平成 1 6 年 9 月 2 4 日

東伊豆町議会

特別会計決算審査特別委員会（第3日目）記録

平成16年9月24日（金）午前10時開会

出席委員（6名）

2番	森田礼治君	5番	関野博君
7番	山本鉄太郎君	8番	八代善行君
10番	太田長八君	12番	定居利子君

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

議会事務局

書記 石井尚徳君

開会 午前 10 時 00 分

委員長（八代善行君） ただいまの出席議員は 6 名で、委員定数の半数に達しております。よって、特別会計決算審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、決算審査に伴う委員長報告書の検討についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 01 分

再開 午前 10 時 52 分

委員長（八代善行君） 休憩を閉じ、再開いたします。

委員長報告書について、訂正及び追加等ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（八代善行君） なしと認めます。

これをもって特別会計決算審査特別委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（八代善行君） 御異議なしと認めます。

以上をもちまして会議を終了いたします。

閉会 午前 10 時 53 分